

資料提供

令和8年3月4日
広島高速道路公社

同時資料提供先

合同庁舎記者クラブ 中国地方建設記者クラブ
広島県政記者クラブ 広島市政記者クラブ

問い合わせ先

広島高速道路公社
総務部長 穂丸（あきまる）
広島市東区温品一丁目8-23
Tel 082-508-6848

広島高速5号線シールドトンネル工事に係る訴訟に おける訴えの追加変更について（お知らせ）

広島高速5号線シールドトンネル掘削他工事に係る請負代金等の訴訟について、原告である大林・大成・広成建設工事共同企業体（以下「大林JV」）から「訴えの変更申立書（令和8年2月13日付）」が提出され、東京地方裁判所から送達がありました。

1 経緯

本工事につきましては、令和4年12月に中央建設工事紛争審査会に大林JVから調停申請が行われ、1年を超える建設工事紛争審査会の審理を経て、令和6年3月27日に調停は打ち切りとなっております。

その後、大林JVから東京地方裁判所に訴えの提起（令和7年5月9日付訴状）が行われ、この度、当初の請求内容を追加する訴えの変更の申し立てがありました。

2 請求の追加変更

【 変更後の請求 】

[参考：当初請求]

- 請負代金：142億6,166万7,446円増額 40億6,365万6,402円増額
- 工期終期：令和8年7月26日まで延長 令和5年3月14日まで延長

（現在の契約）

請負代金：202億3,654万8,980円

工期：平成29年3月31日～令和4年7月12日

3 今後の対応について

公社としては、これまで一貫して契約の基本である契約約款及び特記仕様書に基づき適正に対応しており、こうした姿勢は変わるものではありません。

今後につきましても、引き続き、契約約款及び特記仕様書に則った法的解釈と明確な根拠書類に基づく判断等により、適切に対応してまいります。

（お願い） 訴訟への影響に鑑み、訴訟外での発言は控えさせていただきます。
ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。